

〈研究論文〉

# 文部省編『新教育指針』第一部の成立過程

—— 石山脩平の役割と行動に注目して ——

青 柳 翔 也

## 文部省編『新教育指針』第一部の成立過程

—— 石山脩平の役割と行動に注目して ——

青 柳 翔 也

はじめに

『新教育指針』は、敗戦直後における教師の再教育を目的として、文部省が作成・配布した文書である。同文書は、第一部前編（第一分冊が1946年5月15日、第二分冊が1946年6月30日発行）、第一部後編（第三分冊、1946年11月15日発行）、第二部（第四分冊、1947年2月15日発行）、マッカーサー司令部発教育関係司令（付録、1946年7月15日発行）に分割され、各30万部発行された。

同文書は、「戦後の新教育」の功罪が論議される際には基本的な資料の一つとして重要な位置を占めている」とされ<sup>①</sup>、戦後教育史研究においてたびたび論及されてきた。なかでも、その編纂に部分的に関与した勝田守一が『新教育指針』について、「理論的に一貫性をもっているとはいえないし、戦争責任論などに問題点もあるが、文部省の文書としては、民主的な基調を持つ最初のもの」と述べたことが注目される<sup>②</sup>。「文部省の文書としては、民主的な基調を持つ最初のもの」であるはずの同文書が、「理論的に一貫性をもっているとはいえないし、戦争責任論などに問題点もある」文書として成立したとするならば、そこにいかなる経緯と背景があったのか。

ここで重要なのは、「新教育の理論」を示した『新教育指針』第一部（以下、第一部）が、1946（昭和21）年3月末に第一次米国教育使節団報告書が提出されてから、教育基本法の起草作業が本格化する同年後半にかけての間に、断続的に刊行された事実だろう。第一部の成立過

程について、その「はしがき」によれば、もとは「省外の権威者数氏」に委嘱した「草案」があったが、「マッカーサー司令部と相談の結果、その内容及び表現を、できるだけ、やさしくわかりやすいものとするために、省内で書きあらため、結果としてその「大部分が全くかはった形で出され」ることになったという。教育理念のありようや文部行政の役割が未確定な時期にあつて、第一部の政策的意義が継続的に模索され、その過程で執筆方針も流動していたと推察される。

そうした編纂経緯を分析するため、本稿では文部省教科書局第二（のち第一）編集課長兼東京文理科大学教授・石山脩平（1899-1960）の動向に注目する。のちにみるように、第一部の編纂に中心的な役割を果たしたのは文部省教科書局と民間情報教育局（Civil Information and Education Section, 以下、CIE）の二者であり、なかでも石山はその編纂に一貫して関与した人物だった。そこでの石山の役割と、CIEとの折衝をめぐる彼の行動を跡づけることで、第一部の成立経緯と、その問題が浮き彫りになるだろう。

以上を踏まえ本稿は、第一部の成立過程を、石山脩平の役割と行動に注目して明らかにすることを課題とする。この作業を通して、戦後教育史における第一部の位置づけを、従来とは異なる視点から提示することも試みたい。

戦後教育史研究において『新教育指針』の成立過程に論及した嚆矢は、管見の限り、同文書の編纂にも部分的に関与した海後宗臣による論考「教育」（矢内原忠雄編『戦後日本小史』下巻、東京大学出版会、1960年、510-512頁）とみ

られる。ここで海後は、『新教育指針』の編纂が「司令部の教育専門家」によって「昭和二十年の秋から計画され」、同年末には執筆者に依頼が出されていたと、おそらく彼の体験に基づいた指摘をなしている。その後、1960年代から1970年代にかけて、『新教育指針』が「第一次米国教育使節団報告書と同一思想の上になつている」(文部省編『学制九十年史』, 1964年, 105頁, 村上俊亮執筆部分), 「すでに、教育基本法が謳っていた教育の目的、教育の方針におけると同様な字句や表現が用いられていた(国立教育研究所編『近代日本教育百年史』第1巻(教育政策1), 1974年, 689頁, 土屋忠雄執筆部分), というように、『新教育指針』をいわば戦後教育改革を象徴する文書として注目する研究が現れる。そうした関心をもって新聞や回想録などから同文書の成立過程に迫ろうとする研究もあったが<sup>93)</sup>, 当時の海後が「使節団報告書との関係を重視する人もあるが、実際には、使節団の来日より前の四五年秋における新教育の模索のなかから生まれた」と述べねばならなかったように<sup>94)</sup>, 敗戦直後の政策的展開と『新教育指針』の関係に一致した見解は得られなかった。それは、占領文書が公開される以前において、第一部の成立過程を一次資料から検討・解明するに至らなかったためだろう。

一次資料を用いて『新教育指針』の成立過程に迫った最初の成果としては、関係者への聞き取りと個人文書の発掘・活用により新事実を明らかにした読売新聞戦後史班編『教育のあゆみ—昭和戦後史』(読売新聞, 1982年, 135—150頁)がある<sup>95)</sup>。読売新聞戦後史班は、『新教育指針』の編纂に石山が深く関与したことを指摘し、その執筆・修正過程に石山とCIE教育課員バーナード(J. W. Barnard)の「果てしない攻防戦」があったと分析した。本稿は同班による資料の紹介に負うところが多く、とくに後述する石山の日記「留魂録」の発掘・活用は注目すべき成果である。しかし、同班の検討は時系列に即した資料分析が十分でなく、それゆえ当時並行して進められた諸改革との連関が不明である。また、石山とバーナードが『新教

育指針』の内容に大きな影響を与えたことは事実だが、石山の役割の推移や、CIE側の担当官の入れ替わりは等閑に付されている。文部省およびCIE内部の政策関係者の動向を丁寧に跡付けることで、「果てしない攻防戦」の内実もより詳らかになるだろう。

このほかに、日米の公文書を活用し『新教育指針』の成立過程に言及したものに片上宗二『日本社会科成立史研究』(風間書房, 1993年)がある。片上は、『新教育指針』編纂事業の発端であるCIE教育班長・ホール(R. K. Hall)の口頭指令が「CIE側の担当者研究が正式に開始される以前の1945年11月」に出され、それは「事を急ぐ性格の強いホールのなせる行為」だったこと、当時CIE局長であったダイク(K. R. Dike)が『新教育指針』を「文部省出版物中最も重視」すべき「オフィシャル・ドキュメント」とみなしていたことを指摘している<sup>96)</sup>。しかし、片上の研究の主眼は第一部の成立過程の解明ではなく、性急になされた口頭指令がいかなる経緯で重要な位置づけを得、それが第一部の原稿の執筆・修正にどのような影響を与えたかは明らかでない。

これらを踏まえ本稿は、第一部の成立過程を以下の手順で明らかにする。まず、第一部の構想過程をめぐる文部省とCIEの動向を、そこにおける石山の役割を踏まえて検討する。次に、原稿を省外の人物に委嘱することになった経緯と、石山がその原稿の修正に着手する過程を、『新教育指針』の政策的位置づけの推移に注目しつつ解明する。その上で、第一部が分冊発行される過程を、第一次米国教育使節団来日以後の諸改革や、CIE側の担当官の動向に留意しながら跡づける。最後に改めて、第一部の成立過程について、石山の役割と行動を踏まえて整理・考察したい。

以上の作業においては、読売新聞戦後史班や片上の研究が活用した日米の公文書や関係者の個人文書を再検討するが、とくに石山の日記「留魂録」について付言しておきたい<sup>97)</sup>。同日記は1944(昭和19)年12月31日から1947(昭和22)年12月31日までにあたる第一冊から第

四冊が見つかっており、いずれも250字詰の市販原稿用紙（B5判）を和綴じにしたものである。ほぼ毎日1～3頁程度、石山の手書きで記述され、後日の追記はその旨と事情が記されている。「留魂録」第一冊冒頭の「留魂録に序す」によれば、「どんな事を為したか、どんな事を考へてみたかを知つて貰つて、何かの必要があつたらそれを参考にしてほしい」とある。読まれることを想定した語りを含む可能性があるが、筆者が新たに発掘した第一部の草稿や関係者の著述を突き合わせながら、事実関係を明らかにしていく。なお、英文史料は筆者が試訳し、日文史料の引用に際しては旧漢字を通行の字体に改めた。

## 1. 構想に至る経緯 ——1945年10月半ば～1946年12月半ば

### (1) 教科書局における石山脩平の立場

『新教育指針』編纂開始時、石山はその編纂責任者ではなかった。まずは、第一部の成立過程を検討する前提として、敗戦直後の石山が師範学校・青年師範学校教科書に関する業務を所管する教科書局第二編集課長に就任した経緯を跡づけ、当時の彼の立場を浮き彫りにしておきたい。

1945(昭和20)年10月19日に開かれた教科書局の会議では、敗戦後の教科書問題への対応のため、「急速ニ調査会ヲ開」き、「監修官人事ヲ即時決定スル」必要があると議論されていた。ここでは、従来の監修官について、「出欠」が「比較的ルーズ」で、著述発表や私的講演により「監修事務ニ専念」できなかつたことが問題視され、「名人気質、凝り性。故ニ非能率的」な監修官では「二十四時間以内ニツクレ等ノ米国命令ガクレバ困ル。ビジネスライクニヤル要アリ」、と確認されていた。ただし、「師範学校監修官」に関してはその「力不足」も問題とされ、「高校程度デハ不十分。大学助教授ヲ要スベシ」と、学識の必要について議されたようである<sup>9)</sup>。敗戦直後の教科書局が石山に声をかけたのは、その学識をもって、あくまで占領政策に迅速に対応しうる人材が必要だったためと考

えられる。

「留魂録」によれば、石山は10月20日、教科書局第二編集課長に就任するよう打診されたが、彼は回答を保留した。その理由は、その夜石山が記した「文部省監修官 第二編集課長 就任の場合の希望条件」に表れている。これによれば、「一.新教科書を文化国家の立場より、特に学問的根拠を重んじて編集すること。二.文理大に於ける教育学を国家の現実の課題並に将来の進路と密接に関連せしめて研究すること。〔後略、以下〔〕内は引用者注〕」と、「右の方針を実現するため、文部省編集課長と文理大教授との兼任を許され度きこと」とある<sup>10)</sup>。読売新聞戦後史班がいうように、1945(昭和20)年7月に東京文理科大学教授に昇任したばかりの石山にとって、その立場を放擲し官僚となることは直ちには受け入れ難いものだったとみられる<sup>11)</sup>。「留魂録」によれば10月23日に文部省は「兼任の成否に拘らず」就任するよう再度要求し、翌24日には東京文理科大学が兼任の希望を許可した。結果として、石山は招聘を受け入れる運びとなる。

周知のように、当時の文相・前田多門は、局長ポストに学者・知識人を登用することで文部省の刷新を図っており、『新教育指針』もそうした潮流の政策として位置づけられることがある<sup>12)</sup>。しかしながら、戦前以来の生粋の文部官僚・有光次郎を長とする教科書局は、学者・知識人の登用を進めることよりも、占領政策に迅速に対応することを念頭に石山を招聘したと考えられる。石山もその経緯を十分に承知していたと推察されるが、彼はその後『新教育指針』の編纂にいかに向き合い、どのような影響を与えたのか。

### (2) 編纂開始時点における教科書局の対応

『新教育指針』の編纂計画は、1945(昭和20)年11月10日、有光がホールに口頭指令を受けたことに始まる。指令の主旨は教科書の発行を停止し、CIEによる検閲体制を確立することにあつたが、ホールはその際「教師用参考書ヲツクリテ、国民学校、青年学校及中学校ニ新教育ニ関スル方針及方法ヲ詳細ニ指示スルコト」と

「師範学校及青年師範学校ニ対シテハ、特ニ新時代ニ対スベキ方向転換ノ態様ヲ明示スル為、一冊ノ「マニュアル」ヲ作り、全部ノ学校教師及将来教師タルベキ全生徒ニ読マシムベキコト」を指示した<sup>(12)</sup>。ホールの念頭には「日本教育制度ニ対スル管理政策」(1945年10月22日)と、検討中の修身・地理・歴史の三教科への措置があったと推測されるが、片上がいうように、各種司令との関係が明確化するののちのことである。

ホールの口頭指令に対し、教科書局はただちにその編纂に着手した。「留魂録」によれば、口頭指令の翌日に石山は「国体護持を核心とする「新日本教育綱領」の執筆を始めており、有光はさっそく起草を任せたとみられる。有光は11月20日のCIEとの会合で、修身・歴史・地理の授業について、文部省はいくつかの指示を出したのち“a teachers manual”を作成して対応するつもりだと主張し、すでに担当グループもあると説明した<sup>(13)</sup>。当時の文部省は三教科停止指令の趣旨を承知していたものの、CIEはそれに対する措置を先んじて講じないよう「釘をさして」もいた<sup>(14)</sup>。このことを踏まえるならば、ここで教科書局は、ホールの口頭指令を突破口として三教科への処置を先取りし、改革のイニシアティブを確保しようとしたと考えられる。

編纂計画は第二編集課内で検討され、12月8日までにその「大綱」が決定された(以下、12月案とする)<sup>(15)</sup>。標題は「新教育綱領」とされ、口頭指令との連続性は編纂方針の第一「新時代ニ処スベキ方向転換ノ態様ヲ明示スルコト」に確認される。その構成は「新日本教育ノ根本方向ヲ示ス」「総論」と、「各科目ニ於ケル新教育方針ノ要点ヲ述ブル」「各論」に分けられた。先述のホールの口頭指令のうち、教員養成機関に配布する「マニュアル」の趣旨は「総論」に、国民学校、青年学校、中学校に配布する「教師用参考書」の趣旨は「各論」に対応すると推察される。

12月案に掲げられた「総論」の「主要項目」には、「新日本建設ト教育者ノ使命」,「軍国主

義ノ排除」,「極端ナル国家主義ノ排除」,「人類文化ヘノ貢献」,「個性ノ完成ト社会ヘノ奉仕」,「民主主義的傾向ノ昂揚」が挙げられた。ポツダム宣言や「日本教育制度ニ対スル管理政策」の文言を参考にしたと推察され、「国体護持」の語は現れていない。三教科への対応は「各論」に盛り込む予定だったと推察するが、その構成は示されていない。原稿は12月中旬に完成予定とされ、教科書局が慌ただしく編纂を進めていたこともわかる。

以上を踏まえるならば、ホールの口頭指令を契機に立ち上がった『新教育指針』編纂構想は、教科書局が占領政策を先取的に主導し、新たな教育方針を迅速に確立・普及する政策文書として、まず具体化したといえる。その際石山に課せられた役割は、教科書局の方針に基づき、「国体護持を核心とする」原稿を速やかに起草することだったと考えられる。

## 2. 編纂構想の再考と分担執筆の経緯—1945年12月半ば～1946年1月半ば

### (1) 編纂構想の再考

前述のように、教科書局はホールの口頭指令への対応に修身・地理・歴史の三教科に対する措置を盛り込もうとしたが、まもなく日米の認識の齟齬が明らかとなった。11月30日に“a teachers' manual”の部内研究を任された教師教育担当官・バーナードは<sup>(16)</sup>、12月半ばに図書監修官の丸山国雄らと口頭指令をめぐる「混乱」の解消のため議論し<sup>(17)</sup>、12月21日には「教師達ニ現在ノ日本ガ直面セル問題ヲ理解セシメ、新事態ニ即応スル教育ノ根本方針ヲ示ス」「第一部」と、三教科の授業停止期間に使用する「第二部」をそれぞれ作成するよう指示した<sup>(18)</sup>。

教科書局では、その「編集委員長(head of committee)」は12月半ば時点では丸山だったようだが<sup>(19)</sup>、丸山は1945(昭和20)年末に暫定国史教科書の編纂担当者となり、石山と第一編集課長の林伝次がそれぞれ第一部と第二部の編纂担当となる<sup>(20)</sup>。これは編纂計画をめぐる「混乱」を解消した帰結であったと考えられる。



CIEでは、バーナードが1946(昭和21)年1月8日に部内研究報告を完成させCIE局長・ダイクに提出、「文部省によるa teachers' manualの作成を監督する」事業を各種指令と関連づけた上で、文部省に対しては「非公式に(informally)」指導するとした<sup>(21)</sup>。ここでバーナードは、原則として教科書局の主導性を追認したことになる。

なお、この部内報告では“a teachers' manual”と呼称されているが、1月半ば以後、CIE内ではこれがそのまま“Teachers' Manual”という固有名詞として定着することになった。文部省側はこれを「教師用指導書」や「マニュアル」などと訳したが、以下本稿では、それらの用語はこの“Teachers' Manual”を指していると考えてよい。

さて、編纂構想は以上の経緯を踏まえ再考され、1月15日には新たな「教師用指導書作製計画」(以下、1月案)がバーナードと師範学校

担当官グリフィス(H. E. Griffith)に提出された<sup>(22)</sup>。表1は、1月案と『新教育指針』うち、第一部の章構成を整理したものである。章構成の成立経緯は不明だが、「序論」に「現実ノ認識ト国民性ノ反省」を、「結論」に「平和的文化国家ノ建設」を据える構成が成立し、これが刊行時の構成とほぼ一致するから、編纂構想の大枠は1月案で確定したといえる。

## (2) 分担執筆の経緯とその意味

「留魂録」によれば、教科書局は1945(昭和20)年12月20日と21日に「執筆者委嘱問題」について議論していた。図書監修官補佐だった竹内良知によれば、そのころ図書監修官・勝田守一が「我我が書くんじゃなしに、日本のオピニオン・リーダー達に書いて貰おう」と提案し、この両者が人選に関与したという<sup>(23)</sup>。編纂方針の「混乱」の解消を機に、執筆体制も再考されたのである。

竹内によれば、当初は30人ほどの知識人が

表1：1月案と『新教育指針』の第一部の章構成

1月案時点の構成(1946/1/15)	刊行時の構成(1946/5/15)
<b>第一部前編</b>	<b>第一部前編</b>
第一章 序論—現実ノ認識ト国民性ノ反省	第一章 序論—日本の現状と国民の反省
第二章 人間性ノ尊重	第二章 軍国主義及び極端な国家主義の除去
第三章 宗教・哲学・科学ノ世界化	第三章 人間性・人格・個性の尊重
第四章 社会生活ト自由	第四章 科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上
第五章 民主主義ノ徹底	第五章 民主主義のつて底
第六章 軍国主義及極端ナル国家主義ノ排除	第六章 結論—平和的文化国家の建設と教育者の使命
第七章 結論—平和的文化国家ノ建設ト教育者ノ使命	
<b>第一部後編</b>	<b>第一部後編</b>
第一章 個性教育ノ尊重	第一章 個性尊重の教育
第二章 公民教育ノ振興	第二章 公民教育の振興
第三章 女子教育ノ向上	第三章 女子教育の向上
第四章 科学的教養ノ普及	第四章 科学的教養の普及
第五章 体力ノ増進	第五章 体力の増進
第六章 芸能文化ノ振興	第六章 芸能文化の振興
第七章 勤労教育ノ徹底	第七章 勤労教育の革新

注：「教師用指導書作製計画」(「有光次郎関係文書」, 国立国会図書館憲政資料室蔵, 1946年1月15日), 文部省編『新教育指針』第一部前編(1946年5月15日)より筆者作成。

候補に上がっていたが、会合では自説を応酬し激しく対立、「最後に残ったのは十人くらい」だったという<sup>24)</sup>。「留魂録」によれば、12月28日の執筆関係者会合で出席者から「率直なる意見」があり、原稿は「結局執筆者の署名と共に発表することとな」った。翌日石山は「万一の場合を慮りて編集課にて一通り原稿を作ることを決意」、竹内と図書監修官補佐の井坂行男とともに執筆を分担することとした。

1月案に示された各章の担当者は表2の通りである。1月案によれば「担当者ハ夫々ノ項目ニ就キ自ラ執筆シ又ハ監修官ノ執筆セル草稿ヲ校閲修正スルト共ニ、全体ニ関シテモ助言ヲ与フルモノ」とされた。上述の経緯を踏まえるならば、表2のうち校閲者が立てられた章、すなわち「監修官ノ執筆セル草稿」は、予定された執筆者が辞退したために、その原稿を第二編集課員が穴埋めしたものと考えられる。「留魂録」によれば、石山は1946(昭和21)年1月半ばまでに前編第一章(海後宗臣校閲)と第五章・第六章(田中耕太郎校閲)を、井坂が1月26日までに後編第一章(武政太郎校閲)を起草しており、その他の草稿(大河内一男校閲)は竹内が起草したと考えられる。「留魂録」の記述によれば、省外に委嘱した原稿のほとんどは1月半ばまでに提出された。同じころ田中や海後から校閲を受けた旨の記述もあるが、修正の内実はわからない。

1月案によれば、その計画をラジオにより

「一日モ速ニ学校ニ周知」し、2月中に印刷を完了、全国の初等中等教育機関および地方官庁に30万配布する予定とあり、教科書局が新たな教育方針を大規模かつ迅速に普及することに注意を払った形跡がある。しかしながら、前年12月末にはすでに三教科停止指令が発せられていたし、第一部の内実はいわば署名入りの論文集へと変容していた。このことから、同文書の編纂を通じて改革を主導するという当初の意図は後退し、その内容に対する教科書局のインシアティブも低下していたと考えられる。ここで編纂責任者であった石山は、欠けた原稿の穴埋めに腐心し、結果として自ら一部の原稿を起草したのである。

### 3. 政策的位置づけの再確認と原稿の修正 ——1946年1月半ば～1946年3月

#### (1) 政策的位置づけの再確認

1946(昭和21)年1月15日付の「留魂録」の記述によれば、バーナードは提出された1月案を「好感を以て受入れ」たようで、彼は新たな指示をしていない。しかし、1月案の提出直後とみられるが、CIE局長・ダイクが「マニエル」について「文部省出版物中最モ重視」すべき「[オフィシャル・ドキュメント]ニナル」と明言した上で、「先生ノ味方ニナリタイトイフ事ヲ自信ヲモッテ言ヒウルヨウ」に、「文部省ノ権威ニカカハルコトダカラ慎重ニ」、[学問的デナク、ヨクワカルヨウニ]とCIE教育課員に

表2：1月案における執筆・校閲分担者

第一部前編	第一部後編
第一章 東京帝国大学教授 海後宗臣 (校閲)	第一章 東京文理科大学教授 武政太郎 (校閲)
第二章 東京帝国大学教授 金子武蔵	第二章 東京帝国大学教授 大河内一男 (校閲)
第三章 慶応大学教授 松本正夫	第三章 <del>厚生省嘱託</del> 伊福部敬子
第四章 東京帝国大学教授 大河内一男 (校閲)	第四章 東京文理科大学教授 藤岡由夫
第五章 東京帝国大学教授 田中耕太郎 (校閲)	第五章 東京体育専門学校長 大谷武一
第六章 東京帝国大学教授 田中耕太郎 (校閲)	第六章 東京帝国大学教授 児島喜久雄
第七章 東京帝国大学教授 大河内一男 (校閲)	第七章 教育研修所員 桐原葆見

注：「教師用指導書作製計画」(「有光次郎関係文書」, 国立国会図書館憲政資料室蔵, 1946年1月15日)より筆者作成。取り消し線は、1月案の記述をそのまま転記したものである。

命じ、これが1月29日の会合で有光にも伝えられた<sup>(25)</sup>。つまりダイクは、“Teachers’ Manual”が、CIEの指導のもと、文部省がその威信をかけて編纂する最重要文書となることを、ここで積極的に認めたのである。ダイクが「先生ノ味方ニナリタイトイフ事ヲ自信ヲモチ言ヒウルヨウ」に、「学問的デナク、ヨクワカルヨウニ」と念押ししたのは、文部省が難解・複雑な政策方針を示せば、教師らの反発や無理解を招き、「文部省ノ権威」を利用した占領体制が脅かされることを危惧したからだろう。

有光の日記によれば、バーナードは1月21日“Teachers’ Manual”の編纂に関して、「平易」、「簡潔」、「総合的ニ。重複ヲ避ケルコト」、「教育ニ関スル四ツノ指令ヲ引用シ、コレラニ関連ヲモタスコト」、「教師ノ物質生活上ニモ光明ヲ与ヘルヨウナ指示ヲ与ヘルコト」の5つを教科書局に「注意」している<sup>(26)</sup>。バーナードが、先述したダイクの方針を受け、その編纂への指導に積極的に乗り出したことがわかる。

「留魂録」によれば、1月案提出の翌日、バーナードとグリフィスは担当者との「懇談」を希望し、担当者はそれぞれ口頭で原稿の概要を説明することになっていた。1月22日、金子武蔵と松本正夫の説明を聞いたバーナードはそれが難解すぎると注意したが、先述の通り、この二人に委嘱した原稿はすでに提出済みであった。バーナードは29日、英訳された金子・松本原稿を閲読すると、石山に対し「編集者として全体に亘り大々的に加除修正する必要を力説」し、金子・松本原稿の修正を求めたのである。前述のダイクの政策方針が、学者・知識人に委嘱した原稿の提出後に顕在化したことによって、CIE教育課との再度の折衝と、編纂責任者・石山による原稿の全面的修正が不可避となったのである。

## (2) 原稿の修正過程

以後、石山は金子・松本の原稿の修正を進めていくが、その修正の内実はどうだったか。このことに関して、松本がのちに自身の原稿を公開した事実が注目される（「宗教・科学・哲学の世界化」、理想社編『理想』、第172号、

1947年7月、44-52頁）。この末尾には「一九四六・一・六」と執筆年月日が付されているから、1945(昭和20)年末に執筆分担が決まったのち起草された第一部前編第三章「宗教・哲学・科学の世界化」の原稿とみてよい。この原稿が公開されたこと自体、松本の主張に反する修正があったことを示唆しており、実際に発行された第一部後編第四章「科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」との章題の違いから、修正がその主旨や構成にまで及んでいたことがわかる。石山が各執筆担当者と打ち合わせた形跡はないから、省外の人物に委嘱した原稿は石山の裁量で再起草され、CIE教育課の指導のもと修正されたと考えられる。

では、石山ら監修官が起草した原稿はどうなったか。詳細は不明だが、「留魂録」によれば、1946(昭和21)年2月12日の会議事項をめぐって竹内が「大いに憤慨」し、石山は「草稿全部竹内君に返却」していた。「留魂録」には井坂の原稿にも石山が修正した旨の記述があるから、監修官が執筆した草稿は全て石山が起草・修正にあたったことになる<sup>(27)</sup>。こうして、石山がほぼ単独で原稿を起草し、CIE教育課の指導のもとで修正することで、第一部を政策文書として編纂するプロセスが確立したのである。

ただし、執筆はスムーズには進まなかった。「留魂録」によれば石山は、「[人間性の尊重] なかへ困難なり」(1月31日)、「第三章の稿を進める。中々捗らず」(2月2日)、「第一章、第二章を終つたり。予定より遙かに時間を要せり」(2月3日)などと、原稿の起草に手間取り、執筆が遅れた。さらに、石山の娘・美智子氏は、「軍国主義が起きた理由とか、極端な国家主義の排除という項目が、一番厳しく手直しを求められ」たといい<sup>(28)</sup>、「とにかくアメリカのいいように書き直されることには不満はあったようです。バーナードさんというより、むしろその上のニューゼントさんに」と証言している<sup>(29)</sup>。「留魂録」によれば、2月20日、第一部前編第二章「軍国主義及び極端な国家主義の除去」に関してバーナードから「詳細極まる批評指示」があり、第二章の起草作業は3月初めまで続け



られた。

美智子氏の証言に表れているように、当時の石山とバーナードの間に決定的な不和があったとは考えにくい<sup>30)</sup>。第二章をめぐる折衝が難航した背景には、2月初旬にCIE内部で決定された教科書検閲基準の存在があったと考えられる。すなわちこの検閲基準は、それまで膨大な数の教科書を客観的に評価する基準がCIE内に存在しなかったために、とくに「軍国主義」, 「超国家主義」, 「宗教的差別」の項目を設け、CIE教育課長・ニュージェント(D. R. Nugent)らがその問題点を明確化したものだが<sup>31)</sup>, その作成者名簿にバーナードの名前はない<sup>32)</sup>。前述の美智子氏の証言は、ニュージェントを中心に作成された教科書検閲基準をめぐる、「アメリカのいいように書き直されることには不満」があった石山が、バーナードを介したCIE教育課との折衝に是々非々で対応したことを意味するだろう。

以上のことは、石山自身が執筆に手間取ったのみならず、第一部が重要な政策文書として位置づけられ、諸政策とのすり合わせが不可避となったことを意味する。こうして生じた執筆の遅れは、更なる問題を惹起することになる。

#### 4. 分冊発行の経緯と第一部前編の成立過程 —1946年3月～1946年6月

##### (1) 分冊発行に至る経緯

上述した経緯により、石山による第一部前編の原稿の起草が終了したのは、1946(昭和21)年4月初旬のことだった。その間、第一次米国教育使節団への対応のためCIE教育課による原稿の閲読ができなくなり<sup>33)</sup>, 3月末に提出された使節団報告書と“Teachers' Manual”の関係がのちに問題化する。

バーナードによる閲読は3月末に再開されたが、彼がまず着手したのは「小学校の教員が日本語版のTeachers' Manualをどれだけ理解出来るかをチェックする」ことだった<sup>34)</sup>。当時の彼の関心が、内容上の問題ではなく、表現の平易さの確認にあったことがわかる。3月30日に「原稿の最終許可についての全ての権限

を得たバーナードは<sup>35)</sup>, 「留魂録」によれば4月5日に「前編各章より刊行のこと提案」し、これに石山は「大賛成なり」と応じている。なお片上は、4月上旬ごろには「新教育指針」という仮称が採用されたことを指摘した上で、4月中旬にはその名称が固まったのではないかと推測している<sup>36)</sup>。CIE内では引き続き“Teachers' Manual”と呼称され続けるが、名称の変化は刊行を前提とした動向の一つとして注目してよい。

では、使節団報告書の提出後まもないこの時期に分冊発行の計画が持ち上がったのはなぜか。そのころのCIE教育課内では、4月9日にワンダリック(H. J. Wunderlich)が、“Teachers' Manual”に使節団報告書の内容を加味すべきだと報告し<sup>37)</sup>, 両文書の関係が問題化し始めていた。一方のバーナードは13日に「米国教育使節団の勧告」と題する報告を提出している。それは使節団報告書の教員政策に関わる論点を4頁にわたり列挙した上で、それを一体誰が、どのように実現するかをめぐる「一般的問題」を2頁弱にわたって疑問形・箇条書きで提示する内容のものだった<sup>38)</sup>。ここに“Teachers' Manual”への言及はないが、バーナードが使節団報告書の扱いに強い懸念を表明したものと推察される。

以上の経緯を踏まえるならば、使節団報告書の提出直前に原稿の許可権限を得たバーナードが、急遽その原稿を分冊発行することとした背景には、使節団報告書の扱いが確定する前に、第一部をなるべく早く刊行する意図があったとみるのが妥当だろう。一方の石山は、「留魂録」によれば4月8日に使節団報告書の内容をめぐってワンダリックと重ねて「相談」していたが、彼が同報告書を読んだと日記に記すのは、第一部前編が発行され、第一部後編の原稿がほぼ完成した10月12日のことだった。バーナードのみならず石山もまた、使節団報告書の影響を可能な限り抑制し、戦後教育改革における第一部の主導性を維持する行動をとったと考えられる。

## (2) 第一部前編の刊行まで

CIE 教育課の記録によれば、第一部前編についてバーナードは4月9日に「改良のための提案」を<sup>(39)</sup>、22日に「最後の批評」をなしており<sup>(40)</sup>、使節団報告書とのすり合わせが一定程度なされた可能性もある。その後、理由は不詳だがバーナードは5月初めに帰国した。担当を引き継いだグリフィスが第一分冊（第一部前編第一章～第三章）に修正を指示することはなく、同分冊は5月9日に印刷、15日に発行された。

第二分冊（第一部前編第四章～第六章）の原稿は、5月7日に第五章の「印刷前の最後の修正」がなされたのみだった<sup>(41)</sup>。しかし、「留魂録」によれば6月14日に「天皇制及ローマ字問題」に関して急遽グリフィスから「削除修正の要求」があり、石山の「対案」は早くも翌日通過した。第二分冊は6月15日に印刷、30日に発行された。

ここでは「天皇制」に関する記述に注目して、第二分冊の修正の内実に考察を加えておきたい。石山とバーナードの間で起草・修正されていた第一分冊には、先行研究が指摘するように<sup>(42)</sup>、天皇への言及や、天皇制を擁護する主張が見出される。しかし、同じくほぼ全てが石山とバーナードの間で起草・修正されたはずの第二分冊に、天皇制に直接関わる記述は見当たらない。

おそらく、第二分冊の「天皇制」に関するグリフィスの削除・修正指示は、すでに「印刷前の最後の修正」がなされていた第五章「民主主義のてつ底」に関係すると考えられる。ここでは、アメリカやイギリスの例を紹介しつつ「日本においても、国の事情にもつともよく適合した民主政治を發展させなければならぬ」と述べられたが、その内実については「新しい憲法の草案が議会で提出されることになつてゐる」として具体的な説明が留保された。1946(昭和21)年3月に石山が「文部省教科書局第一編集課長」の肩書きで発表した論考では、「天皇制」は「日本国家の秩序の核心」であり、国民が天皇の「品格と權威」に基づき民主主義を適切に

運営することが「日本的民主主義」だと述べられていたが<sup>(43)</sup>、これに比すれば第一部前編第五章の表現は抑制的である。上述した第五章本文にも表れたように、憲法草案の審議・修正を行う第90帝国議会の開院が6月21日に迫り、「民主主義」と「天皇制」の関係がセンシティブな問題になったためだろう。

このことを踏まえるならば、ここでグリフィスは「天皇制」をめぐる記述を状況対応的に問題としたにすぎないといえ、それゆえ石山も直ちに「対案」を出しえたと考えられる。当時のグリフィスは石山の仕事の遅さに強い懸念を抱いており、のちに担当を引き継ぐCIE教育課長補佐 트레이ナー (Joseph C. Trainor) にもそのことを吐露していた<sup>(44)</sup>。グリフィスは、戦後改革の矢継ぎ早な展開を背景に、第一部前編の内容に抜本的な再考を加えることよりも、一刻も早く刊行することを優先したといえる。

## 5. 第一部後編の刊行経緯—1946年5月～1946年11月

第一部後編の原稿は、石山が起草・修正した第一章から第三章までが、1946(昭和21)年5月ごろからグリフィスと図書監修官の宍戸良平との間で修正されていた<sup>(45)</sup>。宍戸は『新教育指針』附録・マッカーサー司令部発教育関係指令(1946年7月15日)の担当であり、その刊行後に第一部後編の編纂から退いたとみられる。「留魂録」によれば、石山は7月18日に原稿の執筆・修正を再開し、30日には第一部後編第一章・第二章にグリフィスから「極めて僅か」の指示を受けている。

グリフィスは8月初旬に帰国し、その後の編纂担当は 트레이ナー に引き継がれるが、その後の対応は従前とは異なるものだった。そのことは、トレーナーが8月27日に教育課長のオア (Mark T. Orr) に提出した「教師教育の計画」に表れている<sup>(46)</sup>。これによれば、“Teachers' Manual”には「自由主義的で遠大な、多くの驚くべき意見を含む」が、「とても幅広い問題をめぐる一般的な議論の域を出ないということが、その欠点」とされた。一方で、当時トレイ

ナーが編纂を進めていた学習指導要領は「教育の方法、生徒のためのプロジェクト、児童のための活動、成績の評価の方法、補助的な教材など、教師への多くの詳細な提案を含む」と強調されている。新学制の実施に向け、教師への「詳細な提案」をなす必要を見据えていた彼にとって、「一般的な議論の域を出ない」第一部を刊行する意義は理解できず、もはや時機を逸した文書として映っていたとみられる。

では、その後の第一部後編の修正はいかになされたのか。修正の内実は、8月半ばに作成された第一部後編第二章「公民教育の振興」の英文草稿から判明する。ここでは、たとえば「先祖や子孫との関係や家制度の精神とその長所と短所について」、「日本の国家構造の独自の特徴は何か」といった文言が削除・訂正されたり、「しなければならない」といった強制的な表現が修正されたり、刊行を目前に控えた「公民教師用書」（1946年9月発行）への言及が加筆されたりした<sup>(47)</sup>。この修正は複数色のペンでなされており<sup>(48)</sup>、それぞれ筆跡も違うため、多くのCIE教育課員が回覧・修正したと考えられる。この修正は発行された第一部にそのまま反映されており、石山がそれ以上手を加えなかったこともわかる。

「留魂録」によれば、石山は原稿の修正を9月21日に終了したが、10月8日に科学教育局から、17日には体育局から意見が付きさらに発行が遅れた。意見の内実は不詳だが、諸改革を具体化しつつあった他部局が原稿の内容に不満を抱いたとしても不思議ではなく、石山も再修正はしていない。「留魂録」によれば、石山は10月28日に第一部後編の印刷許可を得、トレーナーに「自分の担当分は完了の旨」を伝えている。

「留魂録」によれば1946(昭和21)年7月24日、石山は有光から「仕事が進捗せぬ」と一度諷められ、さらに10月15日には「[指針]のことも〔有光〕局長大いに不満あり。「君は学者としてはえらいかも知れぬが行政官としては—」と思いついて叱られ」たという。石山が第一部後編の原稿への修正をそのまま受け入れ

たのは、修正指示への是々非々の態度のために執筆が遅れ、第一部の政策的意義を失わせたことを彼自身認識したためだと考えられる。こうして第一部後編は、多くの政策アクターの手が加わったモザイク的な色彩を残す文書となったのである。

#### おわりに

1945(昭和20)年11月20日のホールの口頭指令を契機とする『新教育指針』編纂構想は、教科書局が占領政策を先取的に主導し、新たな教育方針を迅速に確立・普及する政策文書として、まず具体化した。ここで教科書局が石山に期待したのは、同局の方針に基づき、「国体護持を核心とする」原稿を迅速に起草することだった。

12月半ばには編纂方針をめぐるCIE教育課との認識の齟齬が問題化し、教科書局は構想の再考を迫られた。省外の学者・知識人に原稿を委嘱する構想はこのとき立ち上がったが、執筆者間の合意形成に失敗し、いわば署名入りの論文集として再編されることとなる。第一部の編纂責任者となった石山は原稿を揃えることに腐心し、その一部を自ら起草した。バーナードは部内研究において教科書局の主導性を追認していたが、1月案の策定に至るまでの間に、教科書局のイニシアティブは事実上後退していた。

1946(昭和21)年1月半ばになると、CIE局長ダイクは同文書について、CIEの指導のもと、文部省がその威信をかけて編纂すべき最重要文書となることを積極的に認めた。この方針が、学者・知識人に委嘱した原稿の提出後に顕在化したことで、教科書局とCIE教育課の再度の折衝が不可避となった。結果として、第一部の原稿をめぐる折衝は石山とバーナードが対応することになるが、その際石山はCIE教育課側の指示に是々非々の態度で対処し、執筆が遅滞したと考えられる。

石山は1946(昭和21)年4月初めに第一部前編の原稿の起草を終えたが、そのころにはすでに、同時期に進行した諸改革との関係が問題化しつつあった。石山とバーナードは、第一部を

順次分冊発行することで、第一次米国教育使節団報告書の影響を可能な限り抑制しようとしたと考えられる。CIE 教育課側の担当を引き継いだグリフィスも刊行の遅れに懸念を示しており、原稿の修正を指示することはほとんどなかった。彼は6月半ばに「天皇制及びローマ字」に関する記述の削除・修正を指示したが、それが抜本的な改稿に繋がったとは考えられない。結果として第一部前編は、ほぼ全てが石山とバーナードの間で執筆・修正された両者の合作的文書として問題を残したままに成立し、それは米国教育使節団報告書やそれ以後の諸政策とは異なる文脈で構想・刊行されたものだったと考えられる。この意味で、『新教育指針』が「使節団の来日より前の四五年秋における新教育の模索のなかから生まれた」、という海後の指摘は正しいといえよう。

しかし、第一部後編の編纂は、8月に担当官がトレーナーに変わったことで状況が変化した。新学制の施行を見据えた学習指導要領の作成に着手していた彼にとって、「とても幅広い問題をめぐる一般的な議論の域を出ない」第一部の存在意義は理解しえなかった。石山自身も、執筆の遅れにより第一部が刊行の時機を逸したことを理解し、修正指示に対する是々非々の態度を取り下げたと考えられる。こうして、第一部後編には様々な政策アクターの手が加わり、モザイク的な色彩を残したままに刊行されたのである。

本稿は、『新教育指針』が「理論的に一貫性をもっているとはいえないし、戦争責任論などに問題点もある」文書となった理由を、第一部の成立過程をめぐる石山の役割と行動に注目して掘り下げてきた。すなわちその理由は、主として石山とバーナードの折衝を通じて作成された第一部前編の原稿が問題含みのまま急ぎ刊行された一方、多くの関係者によって修正された後編の原稿がモザイク的な色彩を残したまま刊行されるという、曲折した刊行経緯に求められよう。その背景には、『新教育指針』の役割や政策的位置づけが流動するなかで、計画の再考や原稿の修正が繰り返されたことによる編纂の遅

滞があった。

ところで、本稿が明らかにしたように、第一部は使節団報告書とは異なる文脈で構想されていたのみならず、その全てが刊行された時にはすでに戦後改革を主導する位置になかった。では、『新教育指針』が「文部省の文書としては、民主的な基調を持つ最初のもの」として、ときには使節団報告書や教育基本法の前駆的文書として評価され、注目されるようになったのはなぜか。この問い自体、第一部の成立過程の解明によって導かれる一つの成果だが、あえて試論的に述べるならば、『新教育指針』はのちに再評価され、戦後改革とは異なる局面で独自の影響をもたらしたのではないか。その可能性を掘り下げるには、第一部の内容の特質を検討し、それがのちにどのように読まれたか／読まれなかったかを解明せねばならない。その作業は別稿を期したい。

#### 注

- (1) 仲新『日本現代教育史』教育学叢書1, 第一法規, 1969年, 131頁。
- (2) 勝田守一「教育基本法はどうしてできたか」宗像誠也編『教育基本法——その意義と本質』, 新評論, 1966年, 50頁。
- (3) 前掲『日本現代教育史』(127-128頁), 磯田一雄「学習指導要領制定まで」(肥田野直・稲垣忠彦編『教育課程 総論』戦後日本の教育改革6, 東京大学出版会, 1971年, 135-137頁), 伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編『戦後教育の原典1 新教育指針』(現代史出版会, 1975年, 17-20頁)。
- (4) 海後宗臣「戦後の教育改革」, 海後宗臣編『教育改革』戦後日本の教育改革1, 東京大学出版会, 1975年, 69頁。
- (5) 同書は, 読売新聞社の松崎昭一・谷崎龍平・乳井昌史・福田柁人により, 教育史研究者の鈴木英一・佐藤秀夫・片上宗二の援助のもとで執筆された(読売新聞戦後史班編『教育のあゆみ——昭和戦後史』, 読売新聞, 1982年, 440頁)。
- (6) 片上宗二『日本社会科成立史研究』, 風間書房, 1993年, 194頁。
- (7) 「留魂録」は浜松市立中ノ町小学校内石山脩



- 平記念室（第一冊，1944年12月31日～1945年5月10日）と国立教育政策研究所（第二冊～第四冊，1945年5月11日～1947年12月31日）に所蔵されている。浜松市立中ノ町小学校に所蔵経緯を電子メールで問い合わせた（2019年7月11日）結果、「平成2年，御遺族からの寄贈だと聞いております」と回答があった。国立教育政策研究所教育図書館に同様に問い合わせた（2018年5月1日）ところ、「1997/10に「旧教育史料調査室」から寄贈され，「佐藤〔秀夫：引用者注〕先生が残していかれたものと予想」するが詳細は不明という。遺族のもとにあった「留魂録」を読売新聞戦後史班が発掘し，第二～第四分冊が国立教育研究所へ寄贈されたと考えられる。
- (8) 楠山三香男編『有光次郎日記』，第一法規，1988年，834-835頁。
- (9) 「留魂録 第三冊」の表紙裏に挟み込まれた10月21日付の手書きのメモ「文部省監修官 第二編集課長 —— 就任の場合の希望条件」による。
- (10) 前掲『教育のあゆみ』，137-138頁。
- (11) 寺崎昌男・平原春好「文部省の改編」，前掲『教育改革』，290頁。
- (12) 前掲『有光次郎日記』，841頁。
- (13) “Memorandum for Record”，*Joseph C. Trainor Papers*, Box 52.
- (14) 前掲『日本社会科成立史研究』，101頁。
- (15) 前掲『有光次郎日記』，847-849頁。
- (16) “Preparation of Teachers’ Manual”，*Joseph C. Trainor Papers*, Box 51.
- (17) *ibid.*
- (18) 前掲『有光次郎日記』，853頁。
- (19) “Memorandum for Record”，*op. cit.*
- (20) 両者の分担時期は不明だが，「留魂録」には石山が第二部の原稿に触れた形跡はなく，CIEとの会議録においても第二部の修正にはもっぱら林が対応したことが記録されている。
- (21) “Staff Study on Preparation of Teachers’ Manual 8 January 1946”，*Joseph C. Trainor Papers*, Box 51.
- (22) 「教師用指導書作製計画」，「有光次郎関係文書」，国立国会図書館憲政資料室蔵。同文書には手書きで「21. 1.15 Barnard & Griffith に提出」と記されている。なお，片上は文部省「教師用指導書」という類似の資料を発掘・紹介している（前掲『日本社会科成立史研究』，196-197頁，230頁）。1月案の提出以後に作られたとみられるが，これと1月案の関係は現時点では不明である。
- (23) 「座談会 —— 戦後教育の源流を歩む（鈴木・竹内先生を囲んで）」，田中欣和・岡村達雄・玉田勝郎・山本冬彦編『教育の解放を求めて —— 鈴木祥蔵・竹内良知先生関西大学退職記念論集』，明石書店，1990年，299頁。
- (24) 同前。
- (25) 前掲『有光次郎日記』，863頁。
- (26) 同前書，861-862頁。
- (27) なお，「留魂録」の1946年1月22日付の記述によれば「まえがき」は元々竹内が起草していたようだが，それは前述の通り竹内に返却された。1月案の前編第四章「社会生活ト自由」は時間的制約により断念されたと推察される。
- (28) 前掲『教育のあゆみ』，140頁。
- (29) 同前書，145頁。
- (30) 原稿の平易化に際しては，2月20日に石山が原稿の漢字の制限を申し出，バーナードは「石山が Teachers’ Manual の簡素化に果たした素晴らしい業績は，記録としてここに残されるべきだ」と好意的に記している（“Weekly Report (Teacher Education)”，*GHQ/SCAP Records*, Box5399, CIE(B)03173）。また，「留魂録」の5月2日の記述によれば，石山はバーナードの帰国に際し「固き握手」を交わし，それを「惜しき別れ」と捉えていたこともわかる。
- (31) 久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』，三省堂，1984年，209-213頁。
- (32) “Textbook Deletion Problem”，*GHQ/SCAP Records*, CIE(B)02864, Box5389.
- (33) “Weekly Report 22-28 February 1946”，*GHQ/SCAP Records*, Box5117, CIE(C)00280.
- (34) “Weekly Report 29 March - 4 April 1946”，*GHQ/SCAP Records*, Box5117, CIE(C)00298.
- (35) “Weekly Activity Report, 5 April 1946”，*GHQ/SCAP Records*, Box5399, CIE(B)03173.



- (36) 前掲『日本社会科成立史研究』, 230 頁。ここで「新教育指針」(英訳は *Guide to New Education in Japan* とされた) という名称が選ばれたのは、その役割に照らして「綱領」や「指導書 (Manual)」といった語が不適とされたためと考えられるが、その決定に至る詳細な経緯はわからない。
- (37) “Report of the United States Education Mission”, *Joseph C. Trainor Papers*, Box57.
- (38) “United States Education Missions’ Recommendations”, *Joseph C. Trainor Papers*, Box 53.
- (39) “Weekly Report 5-11 April 1946”, *GHQ/SCAP Records*, Box5117, CIE(C)00302.
- (40) “Weekly Report 12-18 April 1946”, *GHQ/SCAP Records*, Box5117, CIE(C)00304.
- (41) “Weekly Report 10 May1946”, *GHQ/SCAP Records*, Box5118, CIE(A)00376.
- (42) 例えば、浦野東洋一・土屋基規「敗戦・占領下の教育」(五十嵐顕・伊ヶ崎暁生編『戦後教育の歴史』, 青木書店, 1970 年, 66 頁)。
- (43) 石山脩平「教師への直言」, 『国民教育高学年』第 5 巻第 7 号, 国民教育図書, 1946 年 3 月, 5 頁。1946 年 3 月の機構改正により、石山は教科書局第一編集課長に配置換えとなる。
- (44) “Teachers’ Manual 5 August 1946”, *Joseph C. Trainor Papers*, Box 53. 同資料はグリフィスが帰国する際、引き継ぎのため作成したとみられる。
- (45) “Weekly Report 25 May 1946”, *GHQ/SCAP Records*, Box5118, CIE (B)00381.
- (46) “Plans for Teacher Education”, *Joseph C. Trainor Papers*, Box 53.
- (47) “Chapter. II Promotion of Civic Education”, *GHQ/SCAP Records*, Box5549, CIE(A)04477. この資料の表紙には “19 Aug 46” と手書きで記されている。この他に、第一部第三章「女子教育の向上」の草稿も存在する (*GHQ/SCAP Records*, Box5549, CIE(A)04477)。
- (48) *ibid.* 国立国会図書館憲政資料室所蔵のマイクロ資料はモノクロであるため、米国国立公文書館 (National Archives and Records Administration) で原資料を確認した。

#### 〈付記〉

執筆にあたり、静岡県浜松市立中ノ町小学校内石山脩平記念室所蔵資料を使用させていただいた。ご協力いただいた梅村友之先生を始め、同小学校の皆様には厚く御礼申し上げたい。

本研究は JSPS 科研費 19J20183 の成果の一部である。

**The Process of Compiling the First Volume of *The Guide to New Education*  
in Japan by the Ministry of Education:  
Focusing on the Role and Actions of Shuhei Ishiyama**

Syoya AOYAGI

The purpose of this paper is to reveal the process of compiling the first volume of *The Guide to New Education in Japan*, which was prepared by the Ministry of Education immediately after the end of World War II for the purpose of re-orientation of teachers. The approach to achieve this goal is to trace the role and actions of Shuhei Ishiyama, who was Chief of the Second (First) Compiling Section of the Textbook Bureau of the Ministry of Education and a professor at Tokyo Bunrika University, with attention given to the changes in the position of this document in the context of policy of that time.

As a result of this study, the following points were revealed. The compilation of *The Guide to New Education in Japan* began in November 1945 and it was published in successive volumes from May 1946 onward. The reason behind the publication process can be said to have been the intention to suppress the influence of the First U.S. Educational Mission Report as much as possible. Most of the manuscript for Part A of the first volume was prepared between Ishiyama and J. W. Barnard of the Education Division of the Civil Information and Education Section (CIE). In the end, this part of the book was published hastily, leaving problems such as the “Emperor System” unresolved. Part B of the first volume, under the charge of J. C. Trainor, Assistant Director of the Education Division of the CIE, was revised by others within the CIE Education Division and the Ministry of Education, resulting in a mosaic of texts. Behind these twists and turns were delays caused by repeated revisions to the plan and manuscript due to the lack of stability in the document’s role and position in education reform policy